

農業者年金に加入しませんか？

☎ 農業委員会事務局 ☎77-3920

農業者年金は、農業者の老後所得の充実を図るための公的年金制度です。また、日本に住んでいる20歳以上60歳未満の全ての人が加入しなければならない基礎年金で全国民に共通の負担と給付を保証している国民年金の、上乗せ年金として農業者向けに作られたものです。(会社員や公務員の厚生年金・共済年金と同じ)

経営主だけでなく、夫婦や後継者の方など皆さんで加入することをおすすめします。

■加入要件

次の要件を満たす方であれば、どなたでも加入することができます。

- ・年間60日以上農業に従事している
- ・20歳以上60歳未満
- ・国民年金第1号被保険者(ただし、保険料納付免除者でないこと)

■保険料について

少子高齢化時代に強い年金で保険料額は自分で決められます。また、自分で積み立てた保険料と、その運用益によって受け取る年金額が決まる「積立方式の年金」です。(月額2万円から6万7千円までの間で、千円単位で自由に選択でき、いつでも変更が可能)

■年金種類

農業者年金は終身年金として、原則65歳から終身(生涯)受け取ることができます。仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡した月の翌月から80歳到達月までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族に支給されます。

■税制面の優遇措置

保険料は全額が社会保険料控除の対象となりますので、所得税・住民税の節税につながります。(農業者年金基金による保険料の運用益も非課税となります)

■加入手続きについて

次の2点をご確認ください。

- ①町農業委員会事務局や管轄区域の農業協同組合にて「農業者年金通常加入申込書」または「農業者年金政策支援申込書」に必要事項を記入の上、提出してください。
- ②農業者年金に加入する場合は、国民年金の付加保険料(月額400円)が強制適用になりますので、町の国民年金窓口で付加保険料の納付手続きも併せてお願いします。

※国民年金の付加年金とは、付加保険料の月額400円を国民年金保険料に上乗せして納付すると、付加年金として毎年200円に納付月数を乗じた額の付加年金が受給できる国民年金の上乗せ年金制度です。

令和元年度農業者年金基金理事長賞受賞

令和2年6月30日に開催された伝達式において、芝山町農業委員会が「令和元年度農業者年金基金理事長賞」を受章しました。

芝山町農業委員会は、農業者年金の加入促進に積極的に取り組み、青年層の部(20〜39歳)で全国第3位となったことで、加入者上位農業委員会として表彰されました。

芝山町農業委員会会長のコメント

農業委員および農地利用最適化推進委員の地道な普及活動の積み重ねとチームワークにより、今回このような功績を残すことができました。

今後も農業者の方が安心して老後を迎えられるよう普及推進に取り組んでまいります。



▲表彰状を手にする伊藤会長



子育て支援センター開設日カレンダー

☎ 福祉保健課 子育て支援係
☎ 77-3914

■開設時間 (平日) 午前9時～正午 午後1時～4時
(土曜) 午前9時～正午

※平日の正午～午後1時の間はお部屋を閉鎖します。

■開設場所 □…保健センター □…福祉センター「やすらぎの里」

■ご利用にあたってのお願い

- ・ご利用の際は、事前に電話でお問い合わせください。
(子育て支援センター直通：090-7255-7272)
- ・ご利用の際は、手洗いや消毒、入口に設置してある「体調チェックシート」にご記入をお願いします。
- ・ご利用は2時間以内でお願いします。
- ・保護者の方はマスクの着用をお願いします。

10月

日	月	火	水	木	金	土
27	28	29	30	1 開設日	2 開設日	3 休館日
4 休館日	5 開設日	6 開設日	7 開設日	8 開設日	9 開設日	10 開設日 ※午前9時～正午
11 休館日	12 開設日	13 開設日	14 開設日	15 開設日	16 開設日	17 休館日
18 休館日	19 開設日	20 開設日	21 開設日	22 開設日	23 開設日	24 開設日 ※午前9時～正午
25 休館日	26 開設日	27 開設日	28 開設日	29 開設日	30 開設日	31 休館日

11月

日	月	火	水	木	金	土
1 休館日	2 お休み	3 休館日 (文化の日)	4 開設日	5 開設日	6 開設日	7 休館日
8 休館日	9 お休み	10 開設日	11 開設日	12 開設日	13 開設日	14 開設日 ※午前9時～正午
15 休館日	16 開設日	17 開設日	18 開設日	19 開設日	20 開設日	21 休館日
22 休館日	23 休館日 (敬老感謝の日)	24 開設日	25 開設日	26 開設日	27 開設日	28 開設日 ※午前9時～正午
29 休館日	30 開設日	1	2	3	4	5